

広川町生活支援コーディネーター等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

広川町生活支援コーディネーター等業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ることを目的とする。

(3) 業務期間及び内容等

別に定める業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(4) 予算額

1,200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 選定方法

公募型プロポーザル(企画提案)方式による選定

2 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 本業務と同種又は類似業務を処理した実績を有すること。

イ 次のいずれにも該当しないものであること。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(イ) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法

(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平

成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。)

(ウ) 参加希望書の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札

における指名停止措置を受けている者

(エ) 広川町税を滞納している者

(オ) 消費税及び地方消費税を滞納している者

(カ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団若しくは暴力団員(同

条第6号に規定する暴力団員をいう)の利益につながる活動を行う者若しくはこれら

と密接な関係を有する者

(2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加希望書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から最優秀 提案者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

3 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内容	期日等
(1) 公募開始	令和6年4月 8日(月)
(2) 参加希望書等提出期限	令和6年4月12日(金)午後5時まで
(3) 質問書提出期限	令和6年4月18日(木)午後5時まで
(4) 質問書回答	令和6年4月22日(月)
(5) 企画提案書の提出期限	令和6年4月25日(木)午後5時まで
(6) 審査会(プレゼンテーション)	令和6年4月30日(火)
(7) 結果通知	令和6年5月初旬
(8) 契約締結	令和6年5月初旬

4 事務担当(企画提案書等の提出先及び質疑受付)

広川町役場 保健福祉課 包括班

〒643-0071 和歌山県有田郡広川町広1500番地

電話番号 0737-23-77224 FAX 0737-64-1565

電子メール hokatsu2@town.hirogawa.wakayama.jp

5 参加希望書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により申込みをすること。

(1) 提出書類

ア 参加希望書(様式第1号)

イ 参加資格に関する申立書(様式第2号)

ウ 町税等同意書兼誓約書(様式第3号)

エ 消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する書面

オ 本業務と同種又は類似業務を処理した実績を有することを証する書類(様式第4号及び 契約書の写し)

※ ウ、エについては、広川町の指名競争入札の参加資格を有する者は、提出することを要しな

い。

(2) 提出期限

令和6年4月12日(金)午後5時まで

※ 受付時間は、日曜日及び土曜日、祝日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

4の事務担当に持参もしくは郵便、又は信書便にて提出すること。なお、提出期限までに到達すること。

(4) 提出部数 1部

(5) 本プロポーザルに関する質問及び回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。

ア 提出期限

令和6年4月18日(木)午後5時

イ 提出方法

4の事務担当宛に、質問書(様式第5号)をファクシミリ又は電子メールで送信すること。この場合において、件名は「プロポーザルに関する質問」とすること。

ウ 回答方法

令和6年4月22日(月)に参加希望書を提出した者全員に対し、ファクシミリ又は電子メールにより通知する。また町ホームページ上に掲載する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 事業提案書

イ 工程表

ウ 団体概要

エ 業務委託見積書

(2) 提出期限

令和6年4月25日(木)午後5時まで

※ 受付時間は、日曜日及び土曜日、祝日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

4の事務担当に持参もしくは郵便、又は信書便にて提出すること。なお、提出期限までに到達すること。

(4) 提出部数 5部(それぞれ原本1部、副本4部提出してください。)

※ 参加申請提出後の辞退については、辞退届(様式任意)をファクシミリ(0737-64-1565)にて、広川町役場地域振興課まで提出してください。

7 審査方法及び評価基準

(1) 本プロポーザルにおける審査

ア 提出された企画提案書等について、企画提案選定評価基準に基づき審査し、本業務の受託者として最も適すると認められたものを最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点数の高い者から順位を付する。

イ 企画提案書を提出した者(以下「企画提案者」という。)が1者のみの場合であっても、当該企画提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。

ウ 選定結果は、企画提案書を提出したすべての企画提案者に対し、文書により通知する。また、選定結果についての異議申し立ては、受け付けないものとする。なお、選定結果を広川町ホームページに掲載する。

(2) 審査項目について

提出された企画提案書は、次の項目により評価する。

評価項目	評価事項
1 事業計画等(企画書について) (60点)	<ul style="list-style-type: none">・本業務の目的を十分に理解し提案に反映されているか・地域のニーズや資源を把握する手法について具体的な提案がされているか・提案内容に多くの地域住民や関係団体の参画を促す創意工夫がみられるか・支え合いの創出や担い手を養成する仕組みが具体的に提案されているか・住民同士のつながりづくりについて、効果的に実施できる提案がされているか・生活支援コーディネーターの活動内容が具体的に示されているか
2 業務遂行能力(20点)	スケジュール・作業フロー・円滑な推進体制
3 見積価格(10点)	提案内容に対する見積価格の妥当性
4 過去の実績(10点)	同種又は類似の業務処理の経験

※ 各審査員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

(3) 企画提案書の取扱い

ア 著作権は、企画提案者に帰属する。

イ 本業務の受託者の選定を行うために必要な範囲について、企画提案書の複写をすることがある。

8 提案の無効

本プロポーザルの参加者(以下「参加者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、選考委員において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 本プロポーザルにおいて提出すべき書類(以下「提出書類」という。)について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 2(1)イに掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 見積金額が予定価格を超えたとき。
- (5) この要領に定められた方法以外の手段により、選考委員その他の関係者に対し、本プロポーザルに関する援助を直接又は間接的に求めたとき。

9 契約の締結

- (1) 最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調の時は、7(1)アによる順位の高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉にあたっては、当該交渉の相手方とする参加者が提案した業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものでなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

10 その他

- (1) 企画提案書は、仕様書に定めるところにより作成すること。
- (2) 本プロポーザルへの参加にかかる費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類のために委託者から受領した資料等は、委託者の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 参加者は、参加希望書の提出をもって、この要領及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。